

厚生省訓第三五九号

中央學効委員會

中央學効委員會事務局處務規程を、次の如く定め。

右訓令す。

二十二年四月三十日

大臣

中央労働委員會事務局處務規程

第一條 局長は、局務を掌理し、局員を監督する。

(職務人を除く。)

第二條 局長は、雇傭人を除く局員の進退賞罰を會長

の同意を得て厚生大臣に具狀する。

第三條 局長が出張しようとする時は、會長の承認を受けなければならぬ。

第四條 局長は、左事項を専らこれを行ひ。

は、局長

主

旨

- 一 司員の職務担任に関する事項
二 雇傭人の進退給與に関する事項
三 司員の内國出張に関する事項
四 司員の除服出仕及び請暇に関する事項
五 中央労働時報の監修に関する事項

第五條 司長は、左の事項を厚生大臣に報告しなければ

ならざつ。

- 一 職務分担に関する事項
二 雇傭人の進退に関する事項
三 處務細則の制定並びに其の改廃に関する事項
四 其の他必要と認められる事項

備考

労働組合法施行令抜萃

令第四十二條 学労委員會（特別労働委員會付属生大屋、指定スルモノニ限ル）=事務局ヲ置ク事務局ハ事務局長並に幹事又書記若干人ヲ次テ之ヲ組織ス

前項ノ職員ハ會長ノ同意ヲ得テ中央労働委員會ニ在リテ生大屋、地方労働委員會ニ在リテ地方長官之ヲ委嘱ス

事務局長ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ掌理スニ

幹事ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ從事ス

(厚生省訓第

號)

(處務規程案)

中央労働委員會事務局長職務規定(案)

第一條 局長は局務を掌理し局員を監督しなければならない。

(局長事故ある場合は第一部長之に代り局務を掌理しなければならない。

第二條 局長は雇用及び傭人を除く局員の進退賞罰を會長の同意を得て厚生大臣に呈狀しなければならない。

第三條 局長が出張しようとする時は會長の承認を受けなければならない。

第四條 局長は左の事項を専行する事が出来る。

- 一、局員の職務擔任に關する事項
- 二、雇用及び傭人の進退給與に關する事項
- 三、局員の内國出張に關する事項
- 四、局員の除服出仕及び請假に關する事項
- 五、中央労働時報の監修に關する事項

第五條 局長は左の事項を厚生大臣に報告しなければならない。

- 一、局内職務分担に關する事項
- 二、雇用及び傭人の進退に關する事項
- 三、處務細則の制定並びに其の改廢に關する事項
- 四、其他必要と認められる事項

(以上)

裏面白紙

中勞委發第五九號

昭和二十二年三月六日

中央労働委員會事務局長

厚生省勞政局長



厚生省秘書課長殿

中央労働委員會事務局長職務規定制定方依頼について

標記の件事務處理上必要あるため、別紙案の通り訓令方手續御依頼す

（シナリ）
（別紙添附）
（官印）
（官印）

（官印）
（官印）
（官印）
（官印）

248

厚生省訓第359号

中央労働委員會

中央労働委員會事務局より、次つように定めらる。

右訓令する。

昭和二年四月三十日

厚生大臣 河合良成

厚 生 省

299

中央労働委員會事務局處務規程
第一條 司長は、局務を掌理し、局員を監督する。

第二條 司長は、司員（雇傭人を除く。）の進退賞罰を會長の承認を得て厚生大臣に呈状する。

第三條 司長が出張しようとするときは、會長の承認を受けてなければならない。

第四條 左の事項は、司長が専らこれを行つ。

一 司員の職務担任に関する事項

二 雇傭人の進退給與に関する事項

三 司員の内國出張に関する事項

四 司員の除服出仕及び請暇に関する事項

五 中央労働委員會事務局處務規程

厚生省

第五條 司長は、左の事項を厚生大臣に報告しなければならぬ。

一 職務の分担に関する事項

二 雇傭人の進退に関する事項

三 處務細則の制定並びに、その改廃

四 関する事項

五 その他必要と認られる事項